

「4－1. 大型車の横転防止、走行安定性向上 (ECE/R13 関係)」

- 適用範囲

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車(被牽引自動車を除く)を除く。)

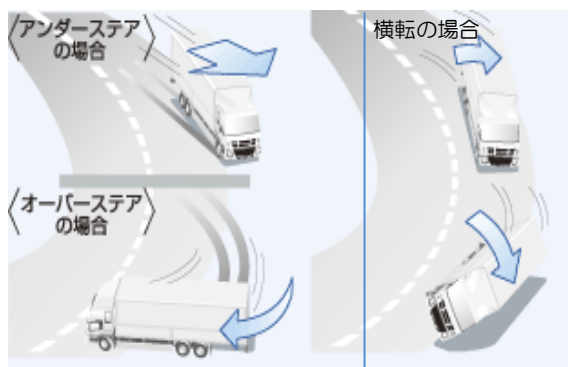
- 基準概要

- ◇ ABS、EVSC(車両安定性制御装置)の装着の義務付に関する要件を規定。
- ◇ 主制動性能:常温時及びフェード時の主制動の減速度、制動距離を規定。
- ◇ 二次制動性能:主制動装置故障時の減速度、制動距離を規定。
- ◇ 駐車制動性能:登坂路での静的制動能力及び動的制動能力を規定。
- ◇ 補助制動性能:補助制動装置の減速度または降坂制動能力を規定。
- ◇ 警告表示要件:制動装置の異常警告に加え、安全装置(ABS、EVSC)の警告表示を規定。
- ◇ 制動灯点灯条件に関する要件を規定。

※EVSCの概要

車両挙動に応じてブレーキ制御等を行うことにより、横滑り及び横転を抑制するための装置。

EVSCなしの場合



EVSCありの場合



カーブ等で、(1)前輪の横滑りにより車両が外側にふくらむ(アンダーステア)おそれがある場合、(2)後輪の横滑りにより車両が内側に切れ込んでいく(オーバーステア)おそれがある場合、(3)車両が横転するおそれがある場合に、ブレーキ制御等により運転者の運行を支援する。

- 制定・改正時期

平成 25 年4月目途